

第 14 回中央環境審議会総会
環境保健部関連資料

平成 22 年 4 月 7 日（水）

公害健康被害の補償等に関する法律の補償給付額の改定について

1. 障害補償標準給付基礎月額額の改定（告示）

- ・ 障害補償費は、公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者に対し、その障害の程度に応じて月々支給されるものであり、指定疾病により障害の状態にあることによる損害を填補することを目的とし、逸失利益を中心としてこれに慰謝料的要素を加味したものの。
- ・ 障害補償標準給付基礎月額額は、障害補償費の算定の基準となる額。

（単位：千円）

年齢階層	男 子			女 子		
	平成21年度	平成22年度	アップ率	平成21年度	平成22年度	アップ率
20 ～ 24	186.1	188.0	1.0%	162.1	164.3	1.4%
25 ～ 29	224.7	226.0	0.6%	187.0	189.2	1.2%
30 ～ 34	265.3	264.8	0.2%	200.4	200.6	0.1%
35 ～ 39	306.7	303.2	1.1%	209.6	210.7	0.5%
40 ～ 44	345.8	339.2	1.9%	213.6	215.6	0.9%
45 ～ 49	359.9	358.0	0.5%	206.4	207.9	0.7%
50 ～ 54	360.5	361.1	0.2%	200.2	202.4	1.1%
55 ～ 59	336.8	337.5	0.2%	194.0	192.9	0.6%
60 ～ 64	248.8	244.1	1.9%	167.3	165.6	1.0%
65 ～ 69	218.8	214.5	2.0%	163.5	160.3	2.0%
70 ～	218.8	223.2	2.0%	163.5	166.8	2.0%
平均アップ率	0.3%			0.4%		

男女計平

均アップ率 0.0%

2. 遺族補償標準給付基礎月額額の改定（告示）

- ・ 遺族補償費は、指定疾病に起因して死亡した被認定者と生計維持関係にある一定の遺族に対して、10年を限度として月々支給されるもの。
- ・ 遺族補償一時金は、指定疾病に起因して死亡した被認定者に遺族補償費の受給対象者がいない場合に、一定の遺族に対して一時金として基礎月額額の36か月分が支給されるもの。
- ・ 遺族補償費及び遺族補償一時金のいずれも、指定疾病に起因して死亡したことによる損害を填補することを目的とし、被認定者の逸失利益相当分・慰謝料相当分、遺族固有の慰謝料相当分のもの。

- ・ 遺族補償標準給付基礎月額、遺族補償費及び遺族補償一時金の算定の基準となる額。
(単位：千円)

年齢階層	男 子			女 子		
	平成21年度	平成22年度	アップ率	平成21年度	平成22年度	アップ率
20 ~ 24	162.9	164.5	1.0%	141.9	143.8	1.3%
25 ~ 29	196.6	197.8	0.6%	163.6	165.5	1.2%
30 ~ 34	232.2	231.7	0.2%	175.4	175.5	0.1%
35 ~ 39	268.4	265.3	1.2%	183.4	184.4	0.5%
40 ~ 44	302.6	296.8	1.9%	186.9	188.7	1.0%
45 ~ 49	314.9	313.2	0.5%	180.6	181.9	0.7%
50 ~ 54	315.5	316.0	0.2%	175.2	177.1	1.1%
55 ~ 59	294.7	295.3	0.2%	169.8	168.8	0.6%
60 ~ 64	217.7	213.6	1.9%	146.4	144.9	1.0%
65 ~ 69	191.5	187.7	2.0%	143.0	140.3	1.9%
70 ~	191.5	195.4	2.0%	143.0	145.9	2.0%
平均アップ率	0.3%			0.4%		

男女計平均アップ率 0.0%

水俣病対策の現状について

1. 最高裁判決後の認定申請者・新保健手帳申請者数等の状況について

最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）

7,608 件（2月28日現在）

新保健手帳の交付状況

26,670 件（2月28日現在）

現在係属している損害賠償請求訴訟の状況

17年10月 不知火患者会訴訟（原告）2,123人（被告）国・熊本県・チッソ

19年4月 新潟水俣病第3次訴訟（原告）17人（被告）国・新潟県・昭和電工

19年10月 水俣病被害者互助会訴訟（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ

21年2月 不知火患者会訴訟（大阪地裁）（原告）35人（被告）国・熊本県・チッソ

21年6月 新潟水俣病第4次訴訟（原告）74人（被告）国・昭和電工

22年2月 不知火患者会訴訟（東京訴訟）（原告）23人（被告）国・熊本県・チッソ

この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

関係県市の認定審査会の審査状況

- ・熊本県 19年3月に再開、以後19年5月・7月、21年2月・6月・7月・10月・11月、22年2月に開催
- ・鹿児島県 20年12月に再開（1回限り）
- ・新潟県・市 19年3月に再開、以後19年12月、20年12月、21年4月、22年3月に開催

2. 水俣病問題の取組の現状について

特措法に基づく救済措置の方針の検討

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき、救済措置の方針の策定に取り組んでいるところ。

3月7日には小沢環境大臣が水俣を訪問し、被害者団体等からの意見聴取等を行った。

水俣病不知火患者会との和解協議

不知火患者会との和解協議を進めており、3月15日に熊本地裁から和解条件の所見が示され、29日に原告・被告双方が所見の受け入れを表明したことにより、和解の基本的合意が成立した。（また、新潟水俣病阿賀野患者会とは和解協議に向けての事前協議を行っているところ。）

水俣病発生地域の地域づくり対策

水俣病認定患者、水俣病被害者、ご家族などが安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）を引き続き推進していく。

石綿健康被害救済制度に係る新たな諮問について

1. 石綿健康被害救済法に基づく認定の状況について（平成 22 年 2 月 23 日現在）

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定件数（累計）：5,829 件

うち、中皮腫 5,134 件、肺がん 695 件

2. 石綿健康被害救済制度に係る検討について

石綿健康被害救済制度の在り方について、平成 21 年 10 月 26 日付で環境大臣より中央環境審議会へ諮問を受け、中央環境審議会環境保健部会の下に設置した石綿健康被害救済小委員会において平成 21 年 11 月 27 日より審議を開始した。平成 22 年 3 月 5 日、同小委員会において、下記諮問事項「1 .」について著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚を指定疾病に追加する方向で答申案を取りまとめ、同年 3 月 12 日からは意見公募が行われているところ。意見公募の結果を踏まえ答申を取りまとめた後、下記諮問事項「2 .」の審議に入る予定である。

（諮問事項）

石綿健康被害救済制度の在り方について

- 1 . 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について
- 2 . 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について

（諮問の背景）

現在、石綿健康被害救済法の救済給付の対象となる指定疾病は、中皮腫及び肺がんの 2 つであるが、法制定時の衆・参環境委員会の附帯決議において、「指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること」とされているほか、平成 18 年の中央環境審議会答申においても「その他の疾病については、・ ・ ・ 今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当」とされているところである。これを受けて、石綿肺を始めとするその他の疾病について、「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」報告書など、これまでの知見の収集の結果を踏まえ、その取扱いについて検討を行う必要がある。

また、法の附則においては、施行後 5 年以内（平成 22 年度内）に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされていることから、石綿健康被害救済制度全体の施行の状況について評価・検討を行うとともに、必要な見直しを検討する必要がある。

化学物質審査規制法及び施行令の改正等について

1. 化学物質審査規制法の改正の経緯

平成 18 年 11 月、中央環境審議会へ「今後の化学物質環境対策の在り方について」を諮問。
平成 20 年 12 月に、すべての化学物質について、毎年度その数量等を届け出る義務を課すこと等により、既存化学物質を含めた包括的管理制度を導入するとともに、国際条約で新たに規制対象となった物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため本法を見直すことが適当とする答申が行われた。

これを受け、改正法案を平成 21 年 2 月 24 日に閣議決定し、同年 5 月 20 日に公布。

2. 化学物質審査規制法施行令の改正の経緯

平成 21 年 6 月及び 7 月に、中央環境審議会へ「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第二種特定化学物質の表示義務及び技術上の指針の対象となる製品の指定について」を諮問。

同年 7 月 1 日及び 7 月 30 日に、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）等 12 物質の第一種特定化学物質への追加等が適当とする答申が行われた。

これを受け、改正施行令を同年 10 月 27 日に閣議決定し、同年 10 月 30 日に公布。

3. 今後の対応について

環境省としては、化学物質審査規制法及び施行令改正を受け、その円滑な運用に向け、厚生労働省及び経済産業省とともに、省令・告示の改正等、所要の措置を講じているところ。

子どもの健康と環境に関する取組みについて

1. 事業の背景

近年、子どもたちの心身の異常が増加している。

小学生のぜん息罹患率	0.5% (1960年)	4% (2007年)
男性性器異常(百万人当たり)	174人 (1974年)	418人 (2000年)
小児肥満	6% (1977年)	10% (2006年)

こうした子どもの発達異常の原因として、環境中の微量な化学物質による影響の可能性が専門家間で指摘されている。

国際的には、本年(2009年)4月のG8環境大臣会合において、各国が連携して子供の健康と環境に関する調査研究を進めていくことが合意された。我が国はこの問題の重要性を訴え、「子どもの健康と環境に関する全国調査」を開始予定であることを報告した。5月の日米環境大臣会合では、本年より10万人規模の調査を先行開始している米国と緊密な連携を図って進めていくことを合意した。

2. 事業計画

環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにするため、平成22年度より10万人規模の全国調査を開始する。

本調査では、妊産婦の協力を得て、母体血、臍帯血、母乳等に含まれる化学物質を測定するとともに、その子どもの健康状態を13歳まで追跡調査する。調査で得られた生体試料は長期的に冷凍保存し、将来的な調査研究にも備える。

本調査は、環境省の企画立案の下に国立環境研究所が実施機関となり、全国約10か所の大学医学部の協力を得て実施する。調査期間は、3年間のリクルート期間と胎児期から13歳になるまでの追跡期間を通算し、平成22年度から平成36年度までの15年間を予定している。

3. 施策の効果

本事業を実施することで、以下の直接及び波及効果が期待される。

- 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明と健康の増進
- 子どもは化学物質などの影響を受けやすいためリスク管理体制を強化
- 安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献
- 21世紀のカギを握るライフサイエンス分野における国際競争力の確保